

日常生活自立支援事業&成年後見制度 利用検討ガイドライン

判断能力が不十分な方は、自分の権利が十分に行使できず、権利侵害にあう可能性が常にあります。そのような方の権利を守るための一つの方法として日常生活自立支援事業や成年後見制度があります。必要なときに、必要な制度に結びつけることができるよう、本ガイドラインをご活用ください。



P1. 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の概要

それぞれの特徴を理解することで、対象者を適切な制度に結びつけることができます。支援者が誤解しやすい部分も含めて解説しています。

P2. 利用検討チェックリスト

支援者は、目の前の課題を解決するために、どの制度の利用が適切なのかが日々悩みながら奮闘していることと思います。

このチェックリストは、目の前の課題をチェックリストに照らし合わせることで利用の検討をすべき制度がわかるものとなっております。

P3. 本ガイドライン活用時の留意事項

制度利用を検討する際の流れ及び必要な視点について解説します。

本ガイドラインを活用しても、適切な支援方法がわからない場合は、当センターまでご連絡ください。日常生活自立支援事業や成年後見制度利用に関わらず、権利擁護支援について一緒に考えていきます。

日常生活自立支援事業

対象者

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりでの契約の判断やお金の出し入れなど、日常生活に不安を抱えている方
※契約できる判断能力があることが条件（詳細はP3）

利用料金

福祉サービス利用援助
日常的金銭管理サービス

書類等の預かりサービス

1回 1,200円
(生活保護者は無料)

年間 3,000円
(月額 250円)

主な支援内容

- ♡ 日常的なお金の出し入れ（生活費のお渡し、公共料金等の日常生活に必要な支払い）
 - ♡ 大切な書類等のお預かり（保管できるもの：預金通帳、印鑑、年金証書、不動産権利証書 等）
 - ♡ 福祉サービス利用のお手伝い（相談・情報提供、ケアマネジャーなど支援者への連絡調整など）
- ※多額の財産をお持ちの方や消費者被害への対応が必要な方は成年後見制度が適当（詳細はP3）

利用までの流れ ※初回訪問調査からサービス開始まで、約3～4か月の時間を要します。



法定後見制度

対象者

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりではいろいろな契約や手続きをすることに不安がある方

成年後見人等の報酬

基本報酬：月額2万円

※管理財産が高額または管理事務が複雑・困難な場合や身上保護等に特別困難な事情がある場合は、報酬が付加される場合があります。参照資料：家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす」

種類

障がいや認知症の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3種類があり、お手伝いができる範囲が変わります。

- 補助** 判断能力が不十分な方（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある方）
- 保佐** 判断能力が著しく不十分な方（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方）
- 後見** 判断能力が欠いているのが通常の状態の方（支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方）

成年後見人等ができること

- ♡ 定期的な訪問や状況の確認
- ♡ 住居、福祉サービス、医療など生活に必要なサービスの契約
- ♡ 預貯金、有価証券、不動産等の管理
- ♡ 遺産分割協議
- ♡ 不利益な契約してしまった場合の取消 など

成年後見人等ができないこと

- ♡ 事実行為（食事等介助、買い物代行など）
- ♡ 身分行為（結婚・離婚・遺言・養子縁組など）
- ♡ 医療同意
- ♡ 入院や施設入所の際の身元保証
- ♡ 本人の意思に反しての強制的な入所・入院 など

後見人がつくまでの流れ ※初回訪問調査から後見等事務開始まで、約3～4か月の時間を要します。



日常生活自立支援事業 & 成年後見制度 利用検討チェックリスト

解決すべき課題に を入れてください。

だけに が入った場合は、日常生活自立支援事業で対応可能です。

に一つでも が入った場合は、成年後見制度の利用を検討する必要があります。

1 判断能力

不動産の売買などの難しい契約も自分で出来るかもしれないが、ひとりで判断するには不安がある方（補助相当）	<input checked="" type="checkbox"/>
日常的な買い物など簡単な契約はできるかもしれないが、不動産の売買などの難しい契約は支援がないとできない方（保佐相当）	<input checked="" type="checkbox"/>
日常的な買い物など簡単な契約もできない方（後見相当）	<input type="checkbox"/>

2 課題

自身で預金から現金を引き出すことができない	<input checked="" type="checkbox"/>
収入を考慮し、支出をコントロールすることができない（浪費ではなく、判断能力が低いことが原因）	<input checked="" type="checkbox"/>
通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう	<input checked="" type="checkbox"/>
生命保険などの請求の手続きが必要	<input type="checkbox"/>
税金の申告が必要	<input type="checkbox"/>
賃貸借契約の手続きが必要	<input type="checkbox"/>
高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある	<input type="checkbox"/>
不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要	<input type="checkbox"/>
借金をしたり、他人の保証人になってしまう	<input type="checkbox"/>
借金の整理、ローンの返済が必要	<input type="checkbox"/>
遺産相続の手続きが必要	<input type="checkbox"/>
裁判所の手続きが必要	<input type="checkbox"/>

3 身上保護

福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能	<input checked="" type="checkbox"/>
福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	<input type="checkbox"/>

特記事項

※成年後見制度の利用を検討する場合

申立ては本人始め4親等内の親族が行うことができます。本人申立てができるか、親族申立てができるかを調査していく必要があります。いずれも難しい場合は、市長申立てを検討します。

本ガイドライン活用時の留意事項

アセスメントの重要性

対象者にとって適切な制度を検討するには、アセスメントが大変重要になります。対象者が抱える課題を正しく理解していなければ利用検討チェックリスト(P2)を有効に活用することはできません。また、親族などの支援者がいない、また、いても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、導入を検討する必要があります。そのため、今後の見通しも含めた広い視野のアセスメントが必要となります。

日常生活自立支援事業に関する留意事項

契約 本事業の契約には、以下のような要件を満たす必要があります。

(1)契約能力

「本事業の概要をある程度理解することができる」、「自身の収入が把握できている」、「短期記憶が著しく低下しておらず、複数回の支援により関係を築くことができる」など判断能力が必要となります。

(2)本人の利用意向

本事業に契約をする意思があるのかを明確に意思表示できる必要となります。

(3)本事業の利用意義

本事業以外に利用できる他の社会資源がない、本事業を契約することで、抱えている課題が解決するなどの利用意義が必要となります。

代理権 本事業は、代理権の範囲が限定しており、取消権もありません

(1)福祉サービスの利用料、公共料金、税等の支払手続き

(2)金融機関における預貯金の払戻しや振込手続き

判断能力が不十分で本人に代わって契約が必要な場合や、消費者被害などの心配がある場合は、本事業で対応できないため、成年後見制度の利用を検討する必要があります。

成年後見制度に関する留意事項

成年後見人等は、あらゆる権限があると誤解されることがありますが、以下の事項はできません。

身元保証

入院・入所契約の際、身元保証人を求められることがありますが、成年後見人等は身元保証人になることはできません。しかし成年後見人は、財産管理をしているため、未払い等の心配はなく、また、**※一部死後事務の権限**が家庭裁判所の許可により付与されることから、病院、施設が求める身元保証人の役割は満たしていると考えます。

※保佐・補助類型の場合は、死後事務の権限が付与されないため、遺体・遺品の引き取り・葬儀等については墓地埋葬法に基づき、市町村が行うこととなります。

医療同意

医療同意は一身専属の権利（本人のみが有する権利で他人に移すことができない権利）であるため、成年後見人等には医療行為に対する決定及び同意の権限は認められていません。身寄りがいない方の医療・ケアについては、厚生労働省 平成30年3月改定「**人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン**」をご参照ください。